

11 労働基準監督関係

職員に対しては原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法の適用があるが、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により、現業職員（労働基準法別表第 1 第 1 号から第 10 号まで及び第 13 号から第 15 号までに掲げる事業に従事する職員）以外の職員に関する労働基準監督機関の職権は人事委員会が行うこととされている。

なお、企業職員及び単純労務職員は、すべて労働局等が職権を行使する。

（１）県関係事業所の労働基準法別表第 1 の各号別等

令和 8 年 3 月 31 日現在の号別区分による事業所数は次のとおりであり、当該事業所の一覧は、ア及びイのとおりである。

人事委員会の所管事業所					労働局等の所管事業所				
労働基準法別表第 1 の 号別等	事業所数				労働基準法別表第 1 の 号別等	事業所数			
	知事等	教委	警察	計		知事等	教委	警察	計
第 12 号 〔教育・研究又は調査の事業〕	30	112	1	143	第 1 号（製造加工事業）		1		1
					第 7 号 〔畜産・養蚕又は水産の事業〕	2			2
別表第 1 の各号に該当しない官公署	61	4	36	101	第 13 号（保健衛生事業）	16	8		24
	91	116	37	244		18	9		27

（注）「知事等」には議会、各種委員会、委員の事務局を含む。

ア 地方公務員法第 58 条第 5 項により人事委員会が所管する事業所

名 称	労働基準法別表第 1 号別等	名 称	労働基準法別表第 1 号別等
新潟県消防学校（自治研修所を含む。）	第 12 号	新潟県農業総合研究所	第 12 号
新潟県放射線監視センター	〃	同 各研究センター	〃
新潟県保健環境科学研究所	〃	同 佐渡農業技術センター	〃
新潟県工業技術総合研究所	〃	新潟県農業大学校	〃
同 各技術支援センター	〃	新潟県森林研究所	〃
新潟県醸造試験場	〃	新潟県水産海洋研究所	〃
各新潟県立テクノスクール	〃	同 佐渡水産技術センター	〃
新潟県立近代美術館	〃	新潟県内水面水産試験場	〃
同 万代島美術館	〃	同 魚沼支場	〃
新潟県立歴史博物館	〃	新潟県立教育センター	〃

名 称	労働基準法別 表第1号別等	名 称	労働基準法別 表第1号別等
新潟県立図書館	第12号	新潟県新発田地域振興局県税部村上	別表第1の各号に
新潟県立生涯学習推進センター	〃	収税課	該当しない官公署
新潟県立文書館	〃	新潟県新潟地域振興局県税部（新津	〃
新潟県立柏崎高等学校附属中学校	〃	収税課、三条収税課及び佐渡収税課	〃
各新潟県立高等学校	〃	を除く。）	〃
各新潟県立中等教育学校	〃	新潟県新潟地域振興局県税部三条	〃
新潟県立新潟よつば学園（給食場及	〃	収税課	〃
び寄宿舎を除く。）	〃	新潟県新潟地域振興局県税部佐渡	〃
新潟県立長岡豊学校（給食場及び寄	〃	収税課	〃
宿舎を除く。）	〃	新潟県新潟地域振興局地域整備部	〃
各新潟県立特別支援学校（給食場及	〃	新潟県新潟地域振興局巻農業振興部	〃
び寄宿舎を除く。）	〃	新潟県新潟地域振興局津川地区振興	〃
新潟県警察学校	〃	事務所	〃
新潟県知事部局本庁（交通事故相談	別表第1の各号に	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務	〃
所、鳥獣被害対策支援センター及び	該当しない官公署	所	〃
労働相談所を含む。）	〃	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務	〃
新潟県知事政策局国際課パスポート	〃	所東港分所	〃
センター	〃	新潟県長岡地域振興局県税部柏崎収	〃
新潟県議会事務局	〃	税課	〃
新潟県選挙管理委員会事務局	〃	新潟県南魚沼地域振興局県税部十日	〃
新潟県人事委員会事務局	〃	町収税課	〃
新潟県監査委員事務局	〃	新潟県上越地域振興局県税部糸魚川	〃
新潟県労働委員会事務局	〃	収税課	〃
各新潟県海区漁業調整委員会事務局	〃	新潟県上越地域振興局農林振興部上	〃
新潟県教育庁本庁	〃	越東農林事務所	〃
新潟県警察本部（各隊及び運転免許	〃	新潟県上越地域振興局妙高砂防事務	〃
センターを除く。）	〃	所	〃
新潟県警察本部各隊	〃	新潟県上越地域振興局直江津港湾事	〃
新潟県警察本部運転免許センター	〃	務所	〃
各新潟県地域振興局（他に定めるも	〃	新潟県佐渡地域振興局農林水産振興	〃
のを除く。）	〃	部（農政庁舎）	〃
各新潟県地域振興局児童・障害者	〃	新潟県佐渡地域振興局農林水産振興	〃
相談センター	〃	部（農地庁舎）	〃
各新潟県地域振興局地域整備部維持	〃	新潟県佐渡地域振興局農林水産振興	〃
管理事務所	〃	部（水産庁舎）	〃

名 称	労働基準法別 表第1号別等	名 称	労働基準法別 表第1号別等
新潟県佐渡地域振興局地域整備部 (港湾空港庁舎)	別表第1の各号に 該当しない官公署	新潟県大阪事務所	別表第1の各号に 該当しない官公署
新潟県東京事務所	〃	新潟県病虫害防除所	〃
新潟県消費生活センター		各新潟県家畜保健衛生所	〃
新潟県中央福祉相談センター(中央 児童相談所、女性相談支援センター 及びあかしや寮を含む。)	〃	新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所	〃
各新潟県食肉衛生検査センター	〃	新潟県流域下水道事務所	〃
新潟県計量検定所	〃	各新潟県教育庁教育事務所	〃
		各新潟県警察署	〃
			〃

イ 労働局等が所管する事業所

名 称	労働基準法別 表第1号別等	名 称	労働基準法別 表第1号別等
新潟県立学校給食場	第1号	新潟県精神保健福祉センター	第13号
新潟県佐渡トキ保護センター	第7号	新潟県はまぐみ小児療育センター	〃
新潟県妙法育成牧場	〃	新潟県新潟学園	〃
新潟県福祉保健部生活衛生課動物愛 護センター	第13号	新潟県立新潟よつば学園寄宿舎	〃
各新潟県地域振興局健康福祉環境部	〃	新潟県立長岡聾学校寄宿舎	〃
各新潟県地域振興局健康福祉部(地 区センターを除く。)	〃	各新潟県立特別支援学校寄宿舎	〃

(2) 労働基準監督職権行使

ア 許可・届出の受理・検査等

本年度、労働基準監督の職権行使として許可・届出の受理・検査等を行った件数は、次のとおりである。

	項 目	知事等	教 育	警 察	計
関労働 係 基 準 法	時間外労働・休日労働に関する協定届の受理	30	0	1	31
	断続的な宿日直の許可	0	1	2	3
	解雇予告除外認定	0	4	0	4
労働 安 全 衛 生 法 関 係	総括安全衛生管理者選任報告の受理	1	0	0	1
	衛生管理者選任報告の受理	12	41	20	73
	産業医選任報告の受理	1	3	2	6
	機械等設置届等の受理	2	0	1	3
	ボイラー・第一種圧力容器設置届の受理	0	0	0	0
	ボイラー・第一種圧力容器落成検査申請書の受理	0	0	0	0
	ボイラー・第一種圧力容器使用休止報告書の受理	0	2	0	2
	ボイラー・第一種圧力容器使用廃止報告書の受理	0	0	0	0
	クレーン設置届の受理	0	0	0	0
	クレーン設置報告書の受理	0	0	0	0
	クレーン変更届の受理	1	0	0	1
	クレーン変更検査申請書の受理	0	0	0	0
	クレーン使用休止報告書の受理	2	0	0	2
	クレーン使用廃止報告書の受理	0	0	0	0
	一般定期健康診断結果報告の受理	27	54	34	115
	特殊定期健康診断結果報告の受理	62	12	38	112
	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告の受理	19	54	34	107
	労働者死傷病報告の受理	0	0	38	38
	有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	0	2	2
	特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定	0	0	0	0

イ 労働基準監督調査指導

労働基準法に基づく前年度の 36 協定時間超実績、労働安全衛生法に基づく危険有害業務の状況等について書類調査及び現地調査を行った。本年度調査を行ったのは、次のとおりである。

① 書類調査を行った事業所 239 事業所

人事委員会が所管する 244 事業所のうち、事業所規模等から必要と認められる 239 事業所に対し書類調査を行った。

② 現地調査を行った事業所 20 事業所

書類調査を行った事業所のうち、必要と認められる 20 事業所に対し現地調査を行った。

事業所名	号別	調査日	事業所名	号別	調査日
(知事部局関係 16 か所)			魚沼地域振興局地域整備部	官公署	8. 1. 9
魚沼テクノスクール	第 12 号	8. 1. 9			
近代美術館	〃	8. 1. 14	新潟地域振興局農林振興部	〃	8. 2. 19
内水面水産試験場	〃	8. 1. 14	新発田地域振興局地域整備部	〃	8. 2. 24
農業総合研究所	〃	8. 1. 16	上越地域振興局直江津港湾事務所	〃	8. 2. 25
農業総合研究所作物研究センター	〃	8. 1. 16	佐渡地域振興局地域整備部	〃	8. 2. 27
農業大学校	〃	8. 2. 6	(教育委員会関係 3 か所)		
農業総合研究所畜産研究センター	〃	8. 2. 20	長岡工業高等学校	第 12 号	8. 1. 16
新潟テクノスクール	〃	8. 2. 20	新潟工業高等学校	〃	8. 1. 19
消防学校（自治研究所含む）	〃	8. 2. 26	教育庁本庁	官公署	8. 1. 29
			(警察本部関係 1 か所)		
水産海洋研究所	〃	8. 2. 26	運転免許センター	官公署	8. 2. 24
知事部局本庁	官公署	8. 1. 20 ～ 8. 2. 27			

調査の結果、事業所ごとの改善すべき事項を事業所の長に指摘し、速やかな改善とともに措置状況の報告を求めた。また、任命権者に対しても事業所の指摘内容を通知した。

【指摘内容】

(知事部局)

- ・ 労働基準法第 36 条に基づく協定で定める延長時間・休日労働日数を超えて時間外勤務を命ずることは違法なので、適当な措置を講じること。

- ・ 産業医の職場巡視を定期的実施すること。
- ・ 衛生委員会を定期的開催すること。

(教育委員会)

- ・ 産業医の職場巡視を定期的実施すること。
- ・ 有機則第 24 条により、有機溶剤の人体に及ぼす影響、取扱い上の注意事項、中毒発生時の応急処置について、作業中の労働者が見やすい場所に掲示すること。
- ・ 特化則第 38 条の 3 により、特定化学物質の名称、特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具について、作業場の見やすい場所に掲示すること。
- ・ リスクアセスメント対象物を取り扱う場合は、化学物質管理者を選任の上、化学物質を適切に管理すること。

(警察本部)

- ・ 産業医の職場巡視を定期的実施すること。
- ・ 衛生委員会を定期的開催すること。